

大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱

平成27年4月21日

要綱第39号

改正 平成28年6月17日 要綱第42号

平成28年9月16日 要綱第60号

平成29年11月30日 要綱第47号

平成30年10月10日 要綱第67号

平成31年3月29日 要綱第23号

令和元年11月15日 要綱第43号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金等の交付等に関する条例（平成31年条例第3号）及び大東市補助金等の交付等に関する条例施行規則（平成31年規則第6号）に定めるもののほか、本市内における子ども世帯と親世帯との三世代同居等を促進し、高齢期及び子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することにより、人口の増加による活力あるまちづくりの推進及び地域経済の活性化に資するための大東市三世代家族推進事業（以下「事業」という。）の実施及びそれに対する補助金等の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども世帯 世帯員に満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者及びその親を含む世帯又は世帯員に妊婦を含む世帯をいう。
- (2) 親世帯 世帯員に満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者の親又は妊婦のそれぞれ2親等内の直系尊属に該当する者（介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所又は入居している者を除く。）を含む世帯をいう。
- (3) 同居 子ども世帯及び親世帯が同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 隣居 子ども世帯及び親世帯それぞれが50メートル以内に存在する住宅に居住すること又は同一棟の共同住宅に居住することをいう。

- (5) 近居 子ども世帯及び親世帯それぞれが50メートルを超え1キロメートル以内に存在する住宅に居住することをいう。
- (6) 三世代同居等 同居、隣居及び近居をいう。
- (7) 住宅取得等 住宅の新築、購入、増築、改築及びリフォームをいう。
- (8) 専用住宅 専ら自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (9) 併用住宅 専ら自己の居住の用に供する部分及び店舗、事務所等の部分で構成される住宅をいう。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、大東市三世代同居等転入給付金（以下「転入給付金」という。）及び大東市三世代同居等市内転居給付金（以下「市内転居給付金」という。）の支給並びに大東市三世代同居等住宅取得等補助金（以下「住宅取得等補助金」という。）の交付とする。

(事業の対象区域)

第4条 事業の対象区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を除く本市全域とする。

(対象者)

第5条 転入給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件全てを満たす三世代同居等をするために本市内に転入した子ども世帯又は親世帯の世帯主（親世帯との同居により世帯主でない者となった者を含む。）とする。ただし、三世代同居等をする世帯の世帯員がこの要綱の規定に基づく転入給付金又は市内転居給付金のいずれかの支給を受けたことがある場合は、支給の対象としない。

- (1) 平成27年7月1日から令和2年12月31日までの間に、本市外に居住し、かつ、本市外の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過する子ども世帯が、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されてから3年以上経過する親世帯と住民票の異動を伴う三世代同居等をしたこと又は平成30年7月1日から令和2年12月31日までの間に、本市外に居住し、かつ、本市外の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過する親世帯が、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されてから3年以上経過する子ども世帯と住民票の異動を伴う三世代同居等をしたこと。
- (2) 三世代同居等に係る住民票の異動の日から起算して3年以上三世代同居等をする

見込みであること。

- (3) 三世代同居等をした子ども世帯の世帯主又はその配偶者が三世代同居等をした親世帯の世帯員の直系卑属であること。
 - (4) 三世代同居等をした住宅を生活の本拠地としていること。
 - (5) 三世代同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の受給者でないこと。
 - (6) 三世代同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員について、三世代同居等をする前3年間において本市の市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、市営住宅使用料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。
 - (7) 三世代同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員が大東市暴力団排除条例（平成25年条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (8) 三世代同居等をした住宅の所有者が子ども世帯及び親世帯の世帯員のいずれかであること又は三世代同居等をした民間賃貸住宅について、三世代同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員のいずれかが契約者となり賃貸契約を締結していること。
 - (9) 三世代同居等をした住宅が昭和56年6月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること又は同年5月31日以前に同項の規定による建築主事の確認を受けて建築された住宅のうち、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅、耐震改修により耐震性が確保された住宅若しくは大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成22年要綱第72号）の規定に基づき大東市既存木造住宅耐震改修補助金の交付の申込みを行い、耐震性を確保する予定の住宅であること。
 - (10) 三世代同居等をした専用住宅の床面積が50平方メートル以上であること又は三世代同居等をした併用住宅の専ら自己の居住の用に供される部分の床面積が50平方メートル以上であること。
- 2 市内転居給付金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件全てを満たす子ども世帯の世帯主（親世帯との同居により世帯主でない者となった者を含む。）とする。ただし、

この要綱の規定に基づく転入給付金又は市内転居給付金のいずれかの支給を受けたことがある者は、支給の対象としない。

- (1) 平成28年11月1日から令和2年12月31日までの間に、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過する子ども世帯が、本市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されてから3年以上経過する親世帯と住民票の異動を伴う三世帯同居等をしたこと。
- (2) 同居した住宅の所有者が子ども世帯及び親世帯の世帯員のいずれかであること又は隣居もしくは近居した住宅の売買契約の契約者が子ども世帯及び親世帯の世帯員のいずれかであること。
- (3) 前項第2号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる要件を全て満たすこと。
(転入給付金および市内転居給付金の額)

第6条 転入給付金及び市内転居給付金の額は、別表第1のとおりとする。

(支給申込み)

第7条 転入給付金又は市内転居給付金の支給を受けようとする者は、原則として、三世帯同居等に係る住民票の異動の日から3か月を経過する日までに給付金支給申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 三世帯同居等をした子ども世帯の世帯主又はその配偶者が三世帯同居等をした親世帯の世帯員の直系卑属であることを確認できる書類(戸籍謄本等)
- (2) 三世帯同居等をするために本市内に転入した子ども世帯又は親世帯が三世帯同居等をする1年以上前から本市外に居住し、かつ、本市外の住民基本台帳に記録されていたことを証明する書類(戸籍の附票等)(転入給付金の支給の申込みの場合に限る。)
- (3) 調査の同意書兼誓約書(様式第2号)
- (4) 母子健康手帳の写し(子ども世帯の世帯員に妊婦が含まれている場合に限る。)
- (5) 三世帯同居等をするために本市内に転入した子ども世帯若しくは親世帯又は三世帯同居等をするために本市内で転居した子ども世帯が居住する住宅の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類(建築確認済証の写し等)
- (6) 三世帯同居等をした賃貸借契約書又は売買契約書の写し(住宅取得等を伴わない同居をする場合を除く。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、転入給付金又は市内転居給付金の支給の可否を決定し、その旨を給付金支給決定通知書(様式第3号)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(請求等)

第9条 転入給付金又は市内転居給付金の支給の決定を受けた者は、速やかに給付金支給請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに転入給付金又は市内転居給付金を支給するものとする。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により転入給付金又は市内転居給付金の支給を受けた者がいるときは、転入給付金又は市内転居給付金の支給の決定を取り消し、既に支給を行った転入給付金又は市内転居給付金の返還を求めるものとする。

(対象者)

第11条 住宅取得等補助金の交付の対象となる者は、第5条第1項各号に掲げる要件全てを満たす三世代同居等をするために本市内に転入した子ども世帯若しくは親世帯の世帯主(親世帯との同居により世帯主でないものとなった者を含む。)又は同条第2項各号に掲げる要件全てを満たす子ども世帯の世帯主(親世帯との同居により世帯主でない者となった者を含む。)とする。

(補助対象費)

第12条 住宅取得等補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費」という。)は、三世代同居等のために平成27年4月1日以降に要した住宅取得等に係る費用のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 三世代同居等をするために必要となる住宅の新築又は購入に要する費用
- (2) 三世代同居等をするために必要となる住宅(三世代同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員のいずれかが所有する住宅に限る。)の増築、改築又はリフォーム(以下「リフォーム等」という。)に要する次に掲げる費用(住宅を購入し、かつ、リフォーム等をする場合における当該リフォーム等に要する費用を除く。)

ア 三世代同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員自らが居住するための部分の増築に要する費用

- イ 屋根、雨樋、柱、外壁の修繕、塗装等の外装工事に要する費用
- ウ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替等の内装工事に要する費用
- エ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替等の建具工事に要する費用
- オ 電気、ガス等の設備工事に要する費用
- カ トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の給排水工事に要する費用
- キ その他市長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、住宅取得等補助金の交付の対象としない。

- (1) 三世同居等をした子ども世帯及び親世帯の世帯員自らが行う工事に要する費用
- (2) 建物の解体のみを行う工事に要する費用
- (3) 住宅と別棟の車庫、カーポート、物置、納屋等の工事に要する費用
- (4) 門、塀、フェンス、ブロック塀、庭等の外構工事に要する費用
- (5) 造園工事に要する費用
- (6) 移動又は取り外し可能な製品（カーテン、テーブルコンロ、ベッド等）の購入又は設置に要する費用
- (7) 家庭用電化製品の購入に要する費用
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が住宅取得等補助金の交付の対象として適当でないとする費用

（住宅取得等補助金の額等）

第13条 住宅取得等補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 1度目及び2度目の住宅の新築又は購入に要する費用に係る住宅取得等補助金の額 別表第2に定める額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 3度目の住宅の新築又は購入に要する費用に係る住宅取得等補助金の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 1度目及び2度目の住宅の新築又は購入に要する費用に係る住宅取得等補助金を交付している場合 別表第2に定める額から1度目及び2度目に交付した住宅の新築又は購入に要する費用に係る住宅取得等補助金の額を減じた額
 - イ ア以外の場合 別表第2に定める額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未

満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(3) 1 度目及び2 度目のリフォーム等に要する費用に係る住宅取得等補助金の額 別表第2 に定める額又はリフォーム等に係る補助対象費の額 (他の補助制度等を利用する場合にあっては、当該補助制度等に係る補助金の額を減じた額) に2 分の1 を乗じて得た額のいずれか低い方の額に3 分の1 を乗じて得た額 (1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(4) 3 度目のリフォーム等に要する費用に係る住宅取得等補助金の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1 度目及び2 度目のリフォーム等に要する費用に係る住宅取得等補助金を交付している場合 別表第2 に定める額又はリフォーム等に係る補助対象費の額 (他の補助制度等を利用する場合にあっては、当該補助制度等に係る補助金を減じた額) に2 分の1 を乗じて得た額のいずれか低い方の額から1 度目及び2 度目に交付したリフォーム等に要する費用に係る住宅取得等補助金の額を減じた額

イ ア以外の場合 別表第2 に定める額又はリフォーム等に係る補助対象費の額 (他の補助制度等を利用する場合にあっては、当該補助制度等に係る補助金を減じた額) に2 分の1 を乗じて得た額のいずれか低い方の額に3 分の1 を乗じて得た額 (1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

(事前協議)

第1 4 条 リフォーム等に要する費用に係る住宅取得等補助金の交付を受けようとする者は、リフォーム等に係る工事を実施する前に、事前協議書 (様式第5 号) に次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより、市長と協議しなければならない。

(1) 三世帯同居等をする子ども世帯及び親世帯が居住する住宅の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類 (建築確認済証の写し等)

(2) リフォーム等に要する費用の見積明細書 (工事の内容が分かるもの)

(3) 現況写真 (リフォーム等をする部分が明確であるもの) 及び撮影箇所が分かる平面図

(4) 前3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申込み)

第1 5 条 住宅の新築又は購入に要する費用に係る住宅取得等補助金の交付を受けようとする者は、住宅取得等補助金交付申込書 (様式第6 号) に次に掲げる書類を添付して、

市長に提出しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 第7条第1号から第5号までに掲げる書類
- (2) 売買契約書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 リフォーム等に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする者は、住宅取得等補助金交付申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 第7条第1号から第4号までに掲げる書類
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事内容がわかる図面
- (4) 工事の完了写真
- (5) リフォーム等に係る工事の領収書の写し（工事の内容が分かるもの）
- (6) リフォーム等に係る工事の明細書の写し（工事の内容が分かるもの）
- (7) リフォーム等に関して利用する他の補助制度等の申込みに係る書類の写し（他の補助制度等を利用する場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間においてしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 1度目の申込みの場合 三世代同居等に係る住民票の異動の日から3か月を経過する日まで
- (2) 2度目の申込みの場合 1度目の住宅取得等補助金の交付の決定があった日から1年を経過する日の属する月の初日から末日まで
- (3) 3度目の申込みの場合 1度目の住宅取得等補助金の交付の決定があった日から2年を経過する日の属する月の初日から末日まで
(交付決定)

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査をした上で、住宅取得等補助金の交付の可否を決定し、その旨を住宅取得等補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申込みをした者

に通知するものとする。

- 2 市長は、住宅取得等補助金の交付の決定に当って、必要な条件を付することができる。
(請求等)

第17条 住宅取得等補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに住宅取得等補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに住宅取得等補助金を交付するものとする。

(取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、住宅取得等補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 住宅取得等補助金の交付の決定の日から1年を経過する日までの間に本市内において三世代同居等をしなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により住宅取得等補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 住宅取得等補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により住宅取得等補助金の交付の決定を取り消したときは、住宅取得等補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(返還)

第19条 市長は、前条第1項の規定により住宅取得等補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る住宅取得等補助金を既に交付しているときは、住宅取得等補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第42号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市三世代家族推進事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった転入給付金の支給及び住宅取得等補助金の交付について適用し、同日前に申込みのあった転入給付金の支給及び住宅取得等補助金の交付については、なお従前の例による。

3 改正前の大東市三世代家族推進事業実施要綱の規定により作成した用紙は、改正後の大東市三世代家族推進事業実施要綱の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年要綱第60号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。ただし、第5条第8号を削る改正規定、同条第9号の改正規定及び同号を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とする改正規定並びに第12条第1項の改正規定は、公布の日から施行し、平成27年4月21日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の大東市三世代家族推進事業実施要綱の規定により作成した用紙は、改正後の大東市三世代家族推進事業実施要綱の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成29年要綱第47号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年要綱第67号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大東市三世代家族推進事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により提出されている申込書は、改正後の大東市三世代家族推進事業実施要綱の様式により提出されたものとみなす。

3 旧要綱の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 31 年要綱第 23 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みのあった補助金等の交付等について適用し、同日前に申込みのあった補助金等の交付等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成した用紙は、改正後の大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱等の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年要綱第 43 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

同居	隣居	近居		
		200mまで	200mを超え500mまで	500mを超え1kmまで
100,000円	100,000円	100,000円	70,000円	50,000円

別表第2（第13条関係）

専ら自己の居住の用に供される部分の床面積	同居	隣居	近居	
			100mまで	100mを超え150mまで
125m ² 以上(世帯員が3人以下の世帯にあっては100m ² 以上)	400,000円	300,000円	200,000円	100,000円
95m ² 以上125m ² 未満(世帯員が3人以下の世帯にあっては75m ² 以上100m ² 未満)	300,000円	250,000円	150,000円	50,000円
50m ² 以上95m ² 未満(世帯員が3人以下の世帯にあっては50m ² 以上75m ² 未満)	200,000円	150,000円	100,000円	

様式第1号（第7条関係）

給付金支給申込書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申込者）住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

大東市三世代同居等（転入・市内転居）給付金の支給について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

住宅の所在地	【子ども世帯】	
	【親 世 帯】	
住宅所有者 (持家の場合のみ)	【子ども世帯】	住 所
		氏 名
	【親 世 帯】	住 所
		氏 名
住宅名義人 (賃貸住宅の場合のみ)	【子ども世帯】	住 所
		氏 名
	【親 世 帯】	住 所
		氏 名
区分	<input type="checkbox"/> 同居 ・ <input type="checkbox"/> 隣居 ・ <input type="checkbox"/> 近居	
住宅間の距離	() m	
専ら自己の居住の 用に供される部分 の床面積	() m ²	
建築年次	年 月	

備 考	
添付書類	<p>(1) 三世代同居等をした子ども世帯の世帯主又はその配偶者が三世代同居等をした親世帯の世帯員の直系卑属であることを確認できる書類（戸籍謄本等）</p> <p>(2) 転入給付金の支給の申込みにあつては、三世代同居等をするために本市内に転入した子ども世帯又は親世帯が三世代同居等をする1年以上前から本市外に居住し、かつ、本市外の住民基本台帳に記録されていたことを証明する書類（戸籍の附票等）</p> <p>(3) 調査の同意書兼誓約書</p> <p>(4) 母子健康手帳の写し（子ども世帯の世帯員に妊婦が含まれている場合に限る。）</p> <p>(5) 三世代同居等をするために本市内に転入した子ども世帯若しくは親世帯又は三世代同居等をするために本市内で転居した子ども世帯が居住する住宅の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類（建築確認済証の写し等）</p> <p>(6) 三世代同居等をした賃貸借契約書又は売買契約書の写し（住宅取得等を伴わない同居をする場合を除く。）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>

調査の同意書兼誓約書

年 月 日

（あて先）大東市長

大東市三世代同居等転入給付金若しくは大東市三世代同居等市内転居給付金の支給決定又は大東市三世代同居等住宅取得等補助金の交付決定に必要な範囲において、私及び私の世帯員に関する事項について、関係機関等に調査することに同意します。

また、私及び私の世帯員は、次に掲げる事項を誓約し、この誓約に反することが明らかになった場合は、大東市三世代同居等転入給付金若しくは大東市三世代同居等市内転居給付金の支給決定又は大東市三世代同居等住宅取得等補助金の交付決定を取り消されても異存はありません。

- (1) 大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱（第5条・第11条）に規定する対象者の要件のすべてを満たすものであること。
- (2) 大東市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員、暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

1 子ども世帯

氏名	年齢	続柄	生年月日	氏名	年齢	続柄	生年月日

2 親世帯

氏名	年齢	続柄	生年月日	氏名	年齢	続柄	生年月日

【子ども世帯の世帯主】住所 _____
 氏名 _____ 印

【親世帯の世帯主】住所 _____
 氏名 _____ 印

様式第3号（第8条関係）

給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付で申込みのあった大東市三世代同居等（転入・市内転居）
給付金の支給については、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第8条
の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の内容 ・支給する
・支給しない

理由

2 支給決定額 金 円

給付金支給請求書

年 月 日

（あて先）大東市長

（請求者）住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

年 月 日付け大東 第 号で支給の決定を受けた大東市三世代同居等（転入・市内転居）給付金について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行 信組 信金 農協 支店							
	口座番号	普通・当座						
フリガナ								
口座名義人								

事前協議書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申込者）住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

大東市三世代同居等住宅取得等補助金の交付について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第14条の規定により、次のとおり事前協議を申し込みます。

対象住宅所在地					
住宅所有者	住所				
	氏名				
親世帯	世帯主		生年月日	年 月 日	
	住 所		市内在住期間	年 月 日	
	世帯員	氏 名	続 柄	生年月日	年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
子ども世帯	世帯主		生年月日	年 月 日	
	住 所		市外在住期間	年 月 日	
	世帯員	氏 名	続 柄	生年月日	年 月 日
					年 月 日
					年 月 日

区分	<input type="checkbox"/> 同居 ・ <input type="checkbox"/> 隣居 ・ <input type="checkbox"/> 近居
住宅間の距離	() m () m
専ら自己の居住の用に供される部分の床面積	() m ²
建築年次	年 月
対象の内容	<input type="checkbox"/> 住宅の増築 ・ <input type="checkbox"/> 住宅の改築 ・ <input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム
他制度の利用	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし
工事完了予定日	年 月 日
備 考	
添付書類	<p>(1) 三世帯同居等をする子ども世帯及び親世帯が居住する住宅の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類（建築確認済証の写し等）</p> <p>(2) リフォーム等に要する費用の見積明細書（工事の内容が分かるもの）</p> <p>(3) 現況写真（リフォーム等をする部分が明確であるもの）及び撮影箇所が分かる平面図</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

様式第6号（第15条関係）

住宅取得等補助金交付申込書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申込者）住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____

大東市三世代同居等住宅取得等補助金の交付について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第15条の規定により、次のとおり申し込みます。

交付申込額	金 円	
住宅の所在地	【子ども世帯】	
	【親世帯】	
住宅所有者 (持家の場合のみ)	【子ども世帯】	住 所
		氏 名
	【親世帯】	住 所
		氏 名
売買契約又は工事 請負契約の契約者	【子ども世帯】	住 所
		氏 名
	【親世帯】	住 所
		氏 名
区分	<input type="checkbox"/> 同居 ・ <input type="checkbox"/> 隣居 ・ <input type="checkbox"/> 近居	
住宅間の距離	() m	
専ら自己の居住の用に供される部分の床面積	() m ²	
建築年次	年 月	
住宅取得等の内容	<input type="checkbox"/> 住宅の新築 <input type="checkbox"/> 住宅の購入 <input type="checkbox"/> 住宅の増築 <input type="checkbox"/> 住宅の改築 <input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム	

備 考	
添付書類 (新築又は 購入の場合)	(1) 三世帯同居等をした子ども世帯の世帯主又はその配偶者が三世帯同居等をした親世帯の世帯員の直系卑属であることを確認できる書類 (戸籍謄本等) (2) 市外からの転入の場合は、三世帯同居等をするために本市内に転入した子ども世帯又は親世帯が三世帯同居等をする1年以上前から本市外に居住し、かつ、本市外の住民基本台帳に記録されていたことを証明する書類(戸籍の附票等) (3) 調査の同意書兼誓約書 (4) 母子健康手帳の写し(子ども世帯の世帯員に妊婦が含まれている場合に限る。) (5) 三世帯同居等をするために本市内に転入した子ども世帯若しくは親世帯又は三世帯同居等をするために本市内で転居した子ども世帯が居住する住宅の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類(建築確認済証の写し等) (6) 売買契約書の写し (7) その他市長が必要と認める書類
添付書類 (リフォーム 等の場合)	(1) 三世帯同居等をした子ども世帯の世帯主又はその配偶者が三世帯同居等をした親世帯の世帯員の直系卑属であることを確認できる書類 (戸籍謄本等) (2) 市外からの転入の場合は、三世帯同居等をするために本市内に転入した子ども世帯又は親世帯が三世帯同居等をする1年以上前から本市外に居住し、かつ、本市外の住民基本台帳に記録されていたことを証明する書類(戸籍の附票等) (3) 調査の同意書兼誓約書 (4) 母子健康手帳の写し(子ども世帯の世帯員に妊婦が含まれている場合に限る。) (5) 工事請負契約書の写し (6) 工事内容がわかる図面 (7) 工事の完了写真 (8) リフォーム等に係る工事の領収書の写し(工事の内容が分かるもの) (9) リフォーム等に係る工事の明細書の写し(工事の内容が分かるもの) (10) リフォーム等に関して利用する他の補助制度等の申込みに係る書類の写し(他の補助制度等を利用する場合に限る。) (11) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第16条関係）

住宅取得等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付で申込みのあった大東市三世代同居等住宅取得等補助金の
交付については、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第16条の規定
により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の内容 ・ 交付する
・ 交付しない

理由

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

様式第8号（第17条関係）

住宅取得等補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）大東市長

（請求者）住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付け大東 第 号で交付の決定を受けた大東市三世代同居等住宅取得等補助金について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

取扱金融機関名	銀行 信組 信金 農協 支店							
	口座番号	普通・当座						
フリガナ								
口座名義人								

様式第9号（第18条関係）

住宅取得等補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付け大東 第 号で交付の決定を行った大東市三世代同居等住宅取得等補助金について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第18条の規定により、下記のとおり交付決定の（全部・一部）を取り消します。

記

1 取消しの理由

2 取消し後の内容 交付決定額 金 円とする。
(当初の交付決定額 金 円)

様式第10号（第19条関係）

住宅取得等補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

大東市長

年 月 日付け大東 第 号で交付の決定を行った大東市三世代同居等住宅取得等補助金について、大東市三世代家族推進事業の実施及び補助金等交付要綱第19条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- | | | |
|-----------|-------|---|
| 1 返還命令額 | 金 | 円 |
| (交付決定額) | 金 | 円 |
| (既に交付した額) | 金 | 円 |
| 2 返還期限 | 年 月 日 | |